

標準処理期間の未設定理由

番号 5

処 分 名	社会福祉法人の吸収合併認可
根 拠 法 令 名	社会福祉法(昭和26年法律第45号)
条 項	第50条第3項
所 管 課	指導監査課
<p>【標準処理期間を未設定とした理由】 過去に申請実績がない又は稀である、或いは将来的に申請が見込めないなど、審査基準を設定する実益がない。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。